

7 その他

ア) 実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査のため①固定資産台帳または減価償却明細書（法人税、所得税の申告の添付書類）の提出を求めたり、②資産そのものの調査を実施したりすることがありますので御協力をお願いいたします。

また実地調査の結果により、その年度に限らず過去に遡って課税されることがありますのであらかじめ御承知おきください。

イ) 償却資産課税台帳の閲覧、複写

償却資産の申告後、これに基づき決定された資産の価格（評価額）等を確認したいときは、課税台帳の閲覧、複写の制度（有料）があります。

請求にあたり委任状等が必要となる場合がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。

（問い合わせ先） 税制課諸税係（総合庁舎3階 税2番窓口） 0166-26-1111（内線3313・3314）

ウ) 虚偽の申告等をした場合、または申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽の申告等をした方には、地方税法第385条の規定により懲役または罰金に処されることがあります。また、正当な理由がなく申告をしない方には、地方税法第386条及び旭川市税条例第80条の規定により過料が科されることがありますので御注意ください。